

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 ○ 三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を
改正する規則 予 算 経 理 課 1 頁

規 則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年二月十八日

三重県教育委員会委員長 岩 崎 恭 典

三重県教育委員会規則第一号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則（平成十四年三重県教育委員会規則第十六号）の一部を次の
ように改正する。

第五条第一項中「当該申請をした者」の下に「保護者、連帯保証人」を加える。

第六条第二項中「在学する高等学校等」の下に、「（採用の予約を受けた者については、当該採用の予約を受
けた者が、第五条第五項に規定する進路決定届により届け出た高等学校等。次項において同じ。）」を加え、同条
第三項中「採用の予約を受けた者については、当該採用の予約を受けた者が、第五条第五項に規定する進路決
定届により届け出た高等学校等」を削り、同条第四項中「修学費の貸与月額」を「奨学金の貸与額」に改め、
同条第五項中「貸与月額」を「貸与額」に改める。

第十一条第一項第一号中「高等学校」を「高等学校等」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

5 奨学生は、前項の規定により提出した三重県高等学校等修学奨学金返還明細書（第六号様式）の返還方法を
変更しようとするときは、速やかに奨学金返還計画（方法）変更申請書（第六号様式の二）を教育長に提出し
なければならない。

第十二条第二項中「猶予期間」を「猶予及び据え置き期間」に改める。

第十三条第一項第二号中「医師の診断書その他書類」を「医師の診断書（第十三号様式）その他の書類」に改
める。

第十四条第一項中「及び」を「又は」に改め、「その保護者が」の下に「奨学金貸与期間の終了後」を加え、
「いずれかに該当するに至った」を「いずれかに該当し、返還が困難になった」に改め、同項第二号中「奨学金
貸与期間の終了後、引き続き」を削り、「課程又は」を「課程若しくは」に改め、「外国の学校に留学したとき」
の下に「又は法令に基づき設置する大学校のうち、学位を取得することができる大学校に在学したとき（国家
公務員の身分を有する者を除く）」を加え、同項第三号中「奨学金貸与期間の終了後、災害、疾病又はその他や
むを得ない事由によつて返還が困難になったとき。」を「災害により被害を受けたとき。」に改め、同項に次の五
号を加える。

四 第二号に規定する学校への進学準備のため、自宅又は自宅外で学習したとき。

五 就職のため、職業訓練を受けているとき。（職業訓練を受けている施設から貸与を得ている場合を除く。）

六 就労の意思を有しながら一度も就労できないとき。

七 疾病、失業又は休職により就労することができないとき。

八 その他やむを得ない事由によつて返還が困難になったとき。

第十四条中第二項及び第三項を削り、第四項を第二項とする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(返還猶予の期間)

第十四条の二 前条の規定による返還猶予の期間は、次のとおりとする。

- 一 前条第一項第一号に該当するときにあつては、その事由が継続している期間
 - 二 前条第一項第二号に該当するときにあつては、その事由が継続している期間及びその事由が消滅した月の翌月から起算して半年間
 - 三 前条第一項第三号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間。ただし、猶予期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めるときは、猶予期間を延長することができるものとする。
 - 四 前条第一項第四号から第八号に該当するときにあつては、返還猶予を決定してから一年以内の期間
- 2 前条第一項第四号から第八号の規定により返還猶予した場合において、教育長が必要と認めるときは、一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。ただし、延長期間が経過した後も猶予事由が継続している場合において、教育長が必要と認めるときは、さらに一年以内の期間に限り猶予を延長することができるものとする。
- 3 前条第一項第四号から第八号の規定により返還猶予する場合は、猶予事由及び猶予期間の延長の有無にかかわらず、通算して三年以内を限度として返還猶予できるものとする。

第十五条第一項中「直ちに」の下に「別表第四の」を加え、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四 (第十五条関係)

事 由	提 出 様 式
奨学生が退学したとき。	異動届 (第九号様式)
奨学生が休学したとき。	異動届 (第九号様式)
奨学生が復学したとき。	異動届 (第九号様式)
奨学金の貸与を受けること又は採用の予約を辞退するとき。	異動届 (第九号様式の二)
奨学生、採用の予約の決定を受けた者及び高等学校等から入学の許可を得ることを条件として採用の予約の決定を受ける者、若しくは奨学生であつた者又はその保護者又は連帯保証人が住所又は名前を変更したとき。	異動届 (第九号様式の三)
第八条の規定により修学奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。	異動届 (第九号様式の四)
その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。	教育長が別途定める様式

様 | 申 込 書 様 式 申 込 書 様 式

第1号様式 (第4条関係)

(表面)

三重県高等学校等修学奨学金奨学生申込書

いずれか該当する方に○を付けること		在学採用	予約採用			
申 込 者 (本 人)	ふりがな 名 前	住 所 等 (自宅外通学の場合は下宿先も記入)				
		〒				
		電話 自宅	-	-		
		携帯	-	-		
	生年月日	性別	在留資格 (外国籍の方のみ記入)			
年 月 日生	男・女					
親 権 者 又は 後 見 人 等 (保 護 者)	ふりがな 名 前	住 所 等				
		〒				
		電話 自宅	-	-		
		携帯	-	-		
	生年月日	性別	職 業 (勤務先等)	本人と の関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)	
年 月 日生	男 女					
連 帯 保 証 人	ふりがな 名 前	住 所 等				
		〒				
		電話 自宅	-	-		
		携帯	-	-		
	生年月日	性別	職 業 (勤務先等)	本人と の関係	在留資格 (外国籍の方のみ記入)	
年 月 日生	男 女					
在 学 する (入学希望の) 高等学校等	学校名	学科名		在学期間		
	国公立 私 立			年 月入学 年 月卒業見込		
通学 (予定) 状況	自宅通学 ・ 自宅外通学					
過去の貸与歴	(本奨学金の貸与を受けたことが) ある ・ ない					
貸与額及び 貸 与 期 間	修学支度費		修学費 (貸与期間)			
	入学時 (0または金額を記入)	円	月額	円	年 月から 年 月まで	
修学奨学金の 振 込 口 座 (本人の口座)	金融機関名 (コード番号)	本支店名 (コード番号)	種目	口座番号		口座名義 (かかけ)
	()	()	普通 貯蓄			()

(裏面)

世帯(家族) の状況 (本人含む)	名前	続柄	職業等 (勤務先、学生の場合は学年)	特記事項
		本人		

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第4条の規定により修学奨学金の貸与を受けたいので、関係書類を添えて申し込みます。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 あて

本人 名前 ㊸

上記の者が貸与を受ける修学奨学金については、本人と連帯して債務を負担します。

保護者 名前 ㊸

連帯保証人 名前 ㊸

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付できない場合があります。

添付書類 ①同一の世帯(生計)に属するすべての者の在学証明書(ただし三重県内の高等学校等であれば省略可能です。)

②同一の世帯(生計)に属するすべての者の住民票の写し

③同一の世帯(生計)に属し、祖父母、兄弟姉妹を除く者の所得についての市町村長の証明書

(通常、所得課税証明書となります。税務署発行の納税証明書ではありません。)

徳川市立徳川高等学校

第3号様式（第5条関係）

誓 約 書

私はこのたび _____（高等学校・高等専門学校）に（在学中・進学後）、三重県高等学校等修学奨学金の貸与を受けることになりました。

つきましては、その学校の諸規則命令等を守り、学業に励み、性行をつつしむはもちろん、三重県高等学校等修学奨学金規則を堅く守り、かつ、卒業後もその設置された趣旨に添うよう誓約します。

なお、奨学金の返還については、規定にしたがい誠実に返還の義務を履行することを確約いたします。

※1行目の空欄（下線部）には在学中又は進学予定の高等学校等の名前を記入してください。

※（ ）内は、いずれか該当する方に○を付けてください。

年 月 日

三重県教育委員会教育長 へあて

本 人 住所

名前

①

上記に誓約しましたことについては、保護者及び連帯保証人において必ず実行させ、その他本人についての事件は、いっさい保護者及び連帯保証人において引き受け責任をもつことを保証します。

保 護 者 住所

名前

②

連帯保証人 住所

名前

実印

（注意事項）

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人印は実印です。

※ 印鑑登録証明書は、提出の日の前3ヶ月以内に発行された物を添付してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受付けできない場合があります。

三重県教育委員会教育長事務官の印

第5号様式（第11条関係）

三重県高等学校等修学奨学金借用証書

	万	十	一	千	百	十	一	
金								円也

上記の金額を、三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規程を承知のうえ、借用しました。

今後、別紙三重県高等学校等修学奨学金返還明細書の返還計画のとおり滞りなく返還します。

なお、返還計画の期日から3回以上遅延した場合には、返還残金全額の支払いと、期日の翌日から起算して納付日までの延滞金を請求されても異議を申し立てません。

三重県教育委員会教育長 あて

年 月 日

(奨学生番号)

本人 住所

名前

印

保護者 住所

名前

印

連帯保証人 住所

名前

実印

(注意事項)

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人印は実印です。

※ 印鑑登録証明書は、提出の日の前3ヶ月以内に発行された物を添付してください。

※ 印影がはっきりわかるよう押印してください。不鮮明なものは受付できない場合があります。

様式申請書(長江地区)「奨学金返還計画」

第6号様式の2(第11条関係)

奨学金返還計画(方法)変更申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 へ

三重県高等学校等修学奨学金の返還の方法を変更したいので、
下記のとおり申請します。

奨学生番号

奨学生本人	在学していた学校名		卒業(退学)年月	卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要) 年 月
	カナ		住所 (〒)	職業(勤務先等)
	名前	印		連絡先 自宅電話番号
生年月日	年 月 日	連絡先 携帯電話番号		- -
連帯保証人	名前	印	住所 (〒)	連絡先 自宅電話番号 - - 連絡先 携帯電話番号 - -

変更理由

区分	変更前		変更後	
返還方法	【口座振替】		【口座振替】	
	イ 月賦	回 円	イ 月賦	回 円
	ロ 半年賦(月・ 月)	回 円	ロ 半年賦(月・ 月)	回 円
	ハ 年賦(月)	回 円	ハ 年賦(月)	回 円
	(最終回払込額)	円	(最終回払込額)	円
	(最終払込年月)	年 月まで	(最終払込年月)	年 月まで
変更希望年月	年 月から			

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、保護者が下欄に自署・押印。

本人の保護者等	名前	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

- 注1 変更する項目について記入すること。
 注2 「返還方法」欄には、返還計画を変更しなければならない理由(本人の失業、家庭状況の変化等による経済的困難等)と、変更後の返還計画により必ず返還する旨の約束条件を記入すること。
 注3 「返還方法」欄は、イからニまでのうち選択するものを○で囲むこと。なお、ロからニまでを新たに選択する場合は括弧内に返還月を記入すること。
 注4 本人の氏名を変更する場合は、異動届(第9号様式の3)を併せて提出すること。
 注5 保護者及び連帯保証人の氏名を変更する場合は、変更届(第10号様式)を併せて提出すること。

新中申書様式(第13条関係)

第7号様式(第13条関係)

三重県高等学校等修学奨学会返還免除申請書				
年 月 日				
三重県教育委員会教育長 へ				
三重県高等学校等修学奨学会の貸与に関する規則第13条の規定により、下記のとおり返還の免除を受けたいので、その事由を証明する書類を添えて申請します。				奨学生番号
在学又は 在学していた学校名				卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要) 年 月
※奨学生本人	カナ			住所 (〒) 連絡先 自宅電話番号 - - 連絡先 携帯電話番号 - -
	名前	印		
	生年月日	年 月 日		
遺書保証人	名前	印		住所 (〒) 連絡先 自宅電話番号 - - 連絡先 携帯電話番号 - -
	貸 与 期 間		年 月 から 年 月 まで	
貸 与 金 額		円		
返 還 済 額		円		
返 還 未 済 額		円		
返 還 免 除 申 請 額		円		
申 請 理 由				
添 付 書 類 (証明書の他申立書が必要な場合があります)		<input type="checkbox"/> 本人の死亡を証明する書類 <input type="checkbox"/> 就業が困難であることを証明する医師の診断書(第13号様式、厳封に限る)		
奨学生本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申請できない場合には、保護者等が下欄に白署・押印。				
本人の保護者等	名前	印		本人との続柄 本人の()
	住所	(〒)		

※ 奨学生本人が申請できない場合でも申請者欄には奨学生の名前を記入し本人の保護者等欄に申請者が白署・押印してください。

新入申請書お持ちの方の注意
第B号様式(第14条関係)

三重県高等学校等修学奨学金返還猶予申請書					
				年 月 日	
三重県教育委員会教育長 へ					
三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第14条の規定により返還猶予を受けたいので、下記のとおり申請します。					
				奨学生番号	
在学又は 在学していた学校名				卒業・退学 (該当するものに○印、在学中の場合は記入不要)	
		卒業 (退学) 年月		年 月	
※奨学生本人	カナ		住所 (〒)	連絡先 自宅電話番号	- -
	名前	印		連絡先 携帯電話番号	- -
	生年月日	年 月 日			
連帯保証人	名前	印	住所 (〒)	連絡先 自宅電話番号	- -
				連絡先 携帯電話番号	- -
申請理由 (該当する番号を○で囲んでください。)			(1)高等学校等に在学中 (2)短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中 (3)留学 (4)各種学校に在学中 (5)大学に在学中 (6)災害 (7)自宅又は自宅外学習 (8)職業訓練中 (9)就労の意思を有しながら一度も就労できない (10)疾病(就労困難の記載があるもの) (11)失業 (12)休職 (13)その他やむを得ない事由()		
猶予申請期間			年 月から 年 月まで(ヶ月)		
理由発生年月日			年 月 日		
過去の猶予期間 【申請理由の(5)から(13)に該当する場合のみ記入】 ※通算3年を超えての猶予は出来ません。			年 月から 年 月まで(ヶ月)		
添付書類 (証明書の他申請書が必要な場合があります)					
本人が未成年者(20歳未満)又は奨学生本人が申請できない場合には、保護者等が下欄に自署・押印。					
本人の保護者等	名前		本人との 続柄	本人の()	
	住所	(〒)			

- ※ 奨学生本人が未成年者(20歳未満)の場合は、本人の保護者等欄には保護者が自署・押印してください。
- ※ 奨学生本人が申請できない場合でも奨学生本人欄には奨学生の名前を記入し、本人の保護者等欄には申請者が自署・押印してください。
- ※ 申請理由が(1)から(4)に該当する場合、猶予申請期間は在学期間中となります。
- ※ 申請理由が(5)から(13)に該当する場合、猶予申請期間は1年以内となり、通算して3年間猶予を受けることができます。
ただし、(5)に該当し、学位を取得することができる大学に在学する(国家公務員の身分を有する者を除く。)場合、猶予申請期間は在学期間中となります。
【添付書類等は裏面を参照下さい。】

(添付する証明書)

- (1) 高等学校、高等専門学校に在学中の場合(聴講生・研究生は、週3日以上通学する場合に限る。)-在学証明書
 - (2) 短期大学、大学、大学院、専修学校に在学中の場合(別科、専攻科、大学院を含む。聴講生・研究生は、週3日以上通学する場合に限る。)-在学証明書(最短修業年限が明示されていないものは1年ごとに願出すること。)-又は卒業見込証明書(外国語の場合は日本語訳を添付すること。)
 - (3) 留学の場合-留学の事実を証明する書類(留学先の学校、機関の長の証明)
 - (4) 学校教育法に規定する各種学校(専修学校、大学、又は大学院受験のための予備校)に在学中の場合-予備校の在学証明書又は進学準備証明書、外国に所在する予備校の場合は、予備校在学証明書(外国用)(外国語の場合は日本語訳を添付すること。)
 - (5) 大学校に在学中の場合-在学証明書
 - (6) 災害の場合-市町村長又は警察署長・駐在巡查・消防署長・民生委員等の証明書
 - (7) 自宅学習の場合-本人の申立書・扶養されている書類(保険証)・民生委員の無職である証明書
自宅外学習の場合-在所(学)証明書・収入証明書・必要な場合は自宅外通所(学)証明書
 - (8) 職業訓練中の場合-在所(学)証明書・収入証明書・必要な場合は自宅外通所(学)証明書
 - (9) 就労の意思を有しながら一度も就労できない場合-卒業証明書、ハローワークカードの写
 - (10) 疾病の場合-療養期間・就労困難であることを記した医師の診断書
 - (11) 失業の場合-ハローワークカードの写、無職証明書等
 - (12) 休職の場合-休業証明書(休業期間・給与状態の記載のあるもの)
 - (13) その他やむを得ない事由の場合-奨学金担当にご相談ください。
- ※ 上記の証明書の他、教育委員会が必要と認めた書類を提出していただく場合があります。

第9号様式(第15条関係)

異 動 届 ① (退学・休学・復学)					
				年 月 日	
三重県教育委員会教育長 へ			要学生番号		
次のとおり異動がありましたので届け出ます。					
本人	在学している学校名		全日制 定時制 通信制	科 学 科	年 組
	カナ		住 所	(〒) 連絡先 自宅電話	— —
	名前	印		携帯電話	— —
生年月日	年 月 日				
異 動 年 月 日		年 月 日			
届 出 事 由 (該当するものに○印)		退 学 ・ 休 学 ・ 復 学			
(休学の場合は期間を記入)		(年 月 日から 年 月 日まで)			
理 由					
最終振込希望年月 (復学の場合は除く)		年 月分まで			
学校長証明	年 月 日				
	上記記載のとおり相違ないことを証明します。				
	学校名				
	校長名	印			
学校担当者名		連絡先 電話番号 — —			

第五高等学校校長から校長に提出する様式

第9号様式の2(第15条関係)

異動届②(辞退)						
					年 月 日	
三重県教育委員会教育長 へて						
奨学会の貸与を辞退しますので届け出ます。			奨学生番号(又は予約番号)			
在学している学校名				全日制 定時制 通信制	科 学 科	
				年 組		
本人	カナ			住所	(〒) 連絡先	
	名前	印			自宅電話	- -
	生年月日	年 月 日			携帯電話	- -
届出の保護者等	カナ			住所	(〒) 連絡先	
	名前	印			自宅電話	- -
	本人との続柄	本人の()			携帯電話	- -
辞退年月日			年 月 日			
辞退理由 (該当項目番号に○を付けて下さい。)			1. 借りる必要がなくなったため 2. 進路先変更のため 3. その他(その他の理由を記入) []			
最終振込希望年月			年 月分まで			

※ 辞退届を提出後、再度奨学金を受けたい場合には申込書の提出が必要になります。

※ 本人及び届出の保護者欄は該当する人がそれぞれが自筆してください。

第9号様式の3(第15条関係)

異動届 ③ (住所・名前等変更)

年 月 日

三重県教育委員会教育長 へ

次のとおり異動がありましたので届け出ます。

現学生番号 (予約番号)

在学又は在学していた学校名 (採用の予約を受けた者は 中学校名のみ記入)	全日制 定時制 通信制	科 学科	年 級 ※ 在学生のみ記入
	卒業(退学)年月	卒業・退学 (該当するものに○印) 年 月	

本人	名前	印	住所 (〒)	自宅電話番号 携帯電話番号	-	-
----	----	---	------------	------------------	---	---

本人が未成年者(20歳未満)の場合には、届出の保護者等が下欄に自署・押印。

届出の保護者等	名前	印	本人との続柄	本人の()
	住所	(〒)		

※変更のあった項目のみ記入	本人	異動日	年 月 日		
		フリガナ			
		名前			
		住所	(〒)		
		自宅電話番号			
		携帯電話番号			
	保護者(届出の保護者)	異動日	年 月 日		
		フリガナ			
		名前			
		住所	(〒)		
		自宅電話番号			
		携帯電話番号			
	連帯保証人	異動日	年 月 日		
		フリガナ			
		名前			
		住所	(〒)		
		自宅電話番号			
		携帯電話番号			

※異動事項の事実を証する書類(住民票等)を添付してください。

※貸与中に本人が名前を変更した場合は、異動届④(振込口座変更依頼書)を合わせて提出してください。

※保護者、連帯保証人の変更は、変更届をお使いください。(この様式は使用できません)

第9号様式の4(第15条関係)

異動届④(振込口座変更依頼書)

三重県教育委員会教育長 へ

三重県高等学校等修学奨学会については、下記の口座へ振り込まれるようお願いいたします。

年 月 日

名前	印		奨学生番号	
在学している 学校名		全日制 定時制 通信制	科 学科	年 級
届出の保護者確認	名前	印		

口座名義	口座名義(カナ)				口座番号			
会館欄関名			本文店名			預金種目	普通 貯蓄	
銀行番号コード			支店コード・番号					

- 1 太枠内 □ の該当項目、又は変更する項目について記入してください。
- 2 この依頼書には、全て奨学生本人について御記入ください。
- 3 口座番号は右詰めにし、6ケタ以下の場合は、前に「0」をつけて7ケタでご記入ください。
- 4 振込口座は、奨学生本人の名義の普通預金口座に限ります。(定期預金は登録できません。)
- 5 ゆうちょ銀行を振込口座に指定する場合は他銀行からの振り込み用口座番号を別途取得して頂く必要があります。
- 6 振込み開始月は手続き完了後となります。

【通帳の写】

**口座名義(カナ部分)、振込番号が判る箇所コピーし、
のりで貼り付けてください。
(裏面に貼り付けてもらっても構いません)**

様式第12号

第12号様式（第6条関係）

三重県高等学校等修学奨学金貸与額変更申請書

年 月 日

三重県教育委員会教育長 へ

(奨学生番号) _____

本人 住所

名前 印

(自宅電話: _____)

(携帯電話: _____)

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則第6条の規定により、下記のとおり修学奨学金の貸与額を変更したいので申請します。

記

- 1 変更前の貸与額
- | | |
|------------|---|
| 修学費（月額） | 円 |
| 修学支度費（一時金） | 円 |

(注) 修学支度費（一時金）の変更を申請できるのは、高校入学前に限られます。

- 2 変更後の貸与額
- | | |
|------------|---|
| 修学費（月額） | 円 |
| 修学支度費（一時金） | 円 |

- 3 貸与額の変更を希望する理由

上記の者が希望する貸与額の変更に同意するとともに、変更後の修学奨学金について、本人と連帯して債務を負担します。

保護者 名前 印

連帯保証人 名前 実印

※ 署名欄は、いずれもそれぞれ該当する人が自筆してください。

※ 連帯保証人は、実印を使用して下さい。

前回申請に使用した実印から変更がある場合は、新たな実印の印鑑登録証明書を添付してください。

※ 印影がはっきりわかるように押印してください。不鮮明なものは、受け付けできない場合があります。

第十川事審判の文書に於て「様式を定める」
第13号様式(第13条関係)

(表)

診 断 書			
住所			
氏名	生年月日	年 月 日	
	性別	男・女	
病名	手術を受けた年月日	年 月 日	
発病・受傷場所	発病・受傷年月日	年 月 日	
発病又は受傷の原因			
現在までの経過(年月順に記入)			
現在の症状			
機能回復の可能性			
その他所見(就労の見込み等)			

(裏)

心身の障害の程度(症状が固定し、若しくは回復の見込みのないもの)が判定できる場合は、番号に○を付けてください。〔複数番号選択可〕

障害の程度	番号	心身の障害の状態
1級	1	常時心神喪失の状態にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度以上のもの
	3	そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指の全部を失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
備考	1	各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込みのないものに限る。
	2	視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常のものについては、矯正視力によって測定する。

上記のとおり診断します。

年 月 日

住所

医師

氏名

印

1 訂正を行なう場合は、必ず訂正印(医師の氏名に押印したものと同一印)を使用してください。

2 この診断書は、三重県高等学校等修学奨学会の返還義務の免除申請を行なうために使用するものです。

3 診断書を厳封のうえ、患者様にお渡しく下さい。

附 則

- 1 この規則は、平成二十五年三月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社